

1 1 自治体別提出書類早見表

自治体名	書類名	説明
埼玉県	①【個人】 納税証明書 「個人住民税の納税証明書」	埼玉県に登録する場合で、埼玉県内に住所がある事業者※（県内に住所地がない場合は不要） ・申請日前3か月以内に交付されたもの。 ・住所地のある市町村で発行されたもの。 ・「現在において滞納（未納）の税額がないこと」の旨の記載があること。 ・滞納の税額がない旨の納税証明書を発行しない市町村の場合、直近の個人住民税の納税証明書又は非課税証明書
	納税証明書（県税 法人県民税・法 人事業税・個人事業税） （システム上で納税状況の照会につい て同意した場合、原則として、提出 は不要）	埼玉県に登録する場合で、埼玉県内に事業所（本社、 支社、支店等）がある事業者（法人・個人） ・納付後間もないなど、納税状況がシステムで確認で きないときは、申請者に納税証明書の提出を求めるこ とがあります。 ・県内で事業開始後の決算が未到来の場合、県税事務 所に提出した「法人の設立等報告書」（法人）、「事 業開業報告書」（個人）の写しを提出してください。
	提出書類については事前相談後にご 案内いたします （問合せ先） 埼玉県総務部入札審査課 審査担当 電話：048-830-5775	企業合併、分割、営業譲渡の場合（埼玉県に登録） ・合併、分割又は営業譲渡により事業を承継した場合 で、承継時の財務関係書類等による格付を希望する法 人は、事前にご相談ください。

自治体名	書類名	説明
上尾市	①【法人・個人】 事業所の写真・案内図 〔様式6〕 (市内・準市内事業者のみ)	申請する事業所が上尾市内にある場合 ・写真は、事業所全景写真（看板等、社名が確認できるもの）及び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は、住宅地図等でも可。 ・写真は申請日前3か月以内に撮影されたもの。 ・カラーでスキャンをして提出してください。
	②【法人・個人】 市税に未納がないことの 証明書 (市内・準市内事業者のみ)	申請する事業所が上尾市内にある場合 ・市税に未納がないことの証明書（証明書発行センターで発行） ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
	③【法人】 法人（設立・解散・異動 等）届出の「事業証明 書」 (市内・準市内事業者のみ)	申請する事業所が上尾市内にある場合 ・上尾市内の事業所が確認できる証明書（証明書発行センターで発行） ・証明書は申請日前3か月以内に交付されたもの。
	④【法人・個人】 事業所実態調査票 〔様式7〕 (市内・準市内事業者のみ)	申請する事業所が上尾市内にある場合 ・申請する事業所について記入すること。 ※この調査票に基づき、申請事業所に訪問調査する場合があります。
朝霞市	【法人】 法人市民税の 納税証明書 【個人】 個人市民税の 納税証明書 (システム上で納税状況 の照会について同意した 場合、原則として不要)	申請する事業所が朝霞市内にある場合 ・納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。
春日部市	【法人・個人】 市税に未納がないことの 証明書 (システム上で納税状況 の照会について同意した 場合、原則として不要)	春日部市内に申請事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。

自治体名	書類名	説明
加須市 ※当市の令和7・8年度入札参加資格者名簿は埼玉東部消防組合も使用しません。	【法人】 法人市民税の納税証明書 【個人】 個人市民税の納税証明書	申請事業所の所在地に関わらず、加須市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
川口市	①【法人・個人】市税等の納税証明書 (システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要)	川口市内に申請事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求められます。 【調査の対象となる税目等】 ・市民税（法人：法人市民税／個人事業者：個人市民税） ・特別徴収分の個人市民税 ・固定資産税（土地・家屋・償却資産） ・都市計画税 ・事業所税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税（個人事業者のみ） ・使用料、違約金、損害賠償請求金等本市が保有する債権
	②【法人・個人】事業所の写真・案内図 〔様式6〕 (市内事業者のみ)	川口市内に申請事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・写真は、事業所全景写真（看板等、社名が確認できるもの）及び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は住宅地図等でも可。 ・写真はカラーでスキャンをして提出してください。

自治体名	書類名	説明
川越市	① 【法人・個人】 事業所の写真・案内図 〔様式6〕 (市内事業者のみ)	申請する事業所が川越市内にある場合 ・写真は、事業所全景写真（看板等、社名が確認できるもの）及び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は住宅地図等でも可。 ・写真はカラーでスキャンをして提出してください。 ・申請日から3か月以内に撮影されたもの。
	② 【法人】 「法人設立（変更）等届出書」（川越市様式） (市内事業者のみ) (所在地変更の場合)	所在地変更後の所在地が川越市内にある場合 受理印（川越市市民税課）のあるものがが必要です。（電子申請で収受印が押されない場合は、届出内容画面を印刷したもの）
	③ 【法人・個人】 納税証明等申請書兼証明書<写し可> (市内事業者のみ) (川越市を追加登録する場合)	申請する事業所が川越市内にある場合 ・申請日前3か月以内のもの (発行:川越市収税課、各市民センター及び川越駅西口連絡所) ・川越市契約課のホームページにある市指定様式により証明を受けてください（川越市ホームページ> 産業・ビジネス > 入札・契約 > 入札参加資格等 > 登録・変更等 > 物品等入札参加資格審査用市指定様式（納税証明等申請書兼証明書））。 https://www.city.kawagoe.saitama.jp/sangyo/nyusatsu/1011949/1011956/1013870.html ・納税義務がある税目で未納がある場合、資格審査を受けることができません。 ・証明書の記入方法等は、川越市ホームページ掲載の市指定様式内の記入要領を参照してください。
北本市	【法人】 法人市民税の納税証明書 【個人】 個人市民税の納税証明書 (システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要)	【法人】 申請事業所の所在地に関わらず、北本市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 【個人】 申請者の住所が北本市内にある場合 ※納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。 ※納税証明書を提出する場合は、直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。

自治体名	書類名	説明
行田市	<p>【法人】 法人市民税の納税証明書</p> <p>【個人】 個人市民税の納税証明書</p> <p>(システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要)</p>	<p>申請事業所の所在地に関わらず、行田市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合</p> <p>・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。</p>
久喜市	<p>【法人】 法人市民税の納税証明書</p> <p>【個人】 個人市民税の納税証明書</p> <p>※電子入札の対象案件を拡大しますので、電子入札の準備をお願いします。</p> <p>※当市の令和7・8年度競争入札参加資格者名簿は埼玉東部消防組合も使用します。</p>	<p>申請事業所の所在地に関わらず、久喜市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合</p> <p>・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。</p>
熊谷市	<p>【法人】 法人市民税の納税証明書</p> <p>【個人】 個人市民税の納税証明書</p>	<p>申請事業所の所在地に関わらず、熊谷市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合</p> <p>・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。</p>
鴻巣市	<p>【法人・個人】</p> <p>市税に未納税額のないことの証明書</p> <p>(システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要)</p> <p>※令和7年度から入札案件は電子入札の導入を予定しています。電子入札の準備をお願いします。</p>	<p>申請する事業所（本店、支店、営業所等）が鴻巣市内にある場合</p> <p>納税状況が確認できない場合、未納税額のないことの証明書の提出を求められることがあります。</p> <p>・申請日前3か月以内に交付されたもの。</p>

自治体名	書類名	説明
越谷市	①【法人・個人】 事業所の写真・案内図 〔様式6〕 (市内業者のみ)	①申請する事業所が越谷市内にある場合 ・写真は、事業所全景写真（看板等、社名が確認できるもの）及び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は、住宅地図等でも可。 ・写真はカラーでスキャンをして提出してください。
	②【法人・個人】 市民税等の納税証明書 <写し可>	②申請する事業所（本店、支店、営業所等）が越谷市内にある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
	③法人（設立・異動） 届出の「営業届出済証明書」<写し可> ※個人の場合不要です。	③申請する事業所（本店、支店、営業所等）が越谷市内にある場合 ・営業届出済証明書で、申請日前3か月以内に交付されたもの。

自治体名	書類名	説明
さいたま市 (問合せ先) さいたま市 契約課契約管 理係 電話：048- 829-1179 直接お問い合 わせくださ い。	①【法人・個人】 事業所の写真・案内図 (様式6)	受任者を置く事業所の所在地がさいたま市内にある場合のみ(本店は提出不要) ・写真は、事業所全景写真(看板等、社名が確認できるもの)及び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は住宅地図等でも可。 ・写真はカラーでスキャンをして提出してください。
	②【法人・個人】 市民税の納税証明書 (システム上で納税状 況の照会について同意 した場合、原則として 不要)	申請事業所の所在地に関わらず、さいたま市内に事業所(本店、支店、営業所等)がある場合 納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。 ・対象となる税目：【法人】法人市民税、【個人】個人市民税 ・納税猶予の許可を受けている場合はご相談ください。 ・地方税法第296条第1項第2号に該当し、かつ同法施行令第47条で定める収益事業がない法人の提出書類については、さいたま市契約課契約管理係までお問い合わせください。
	③個別情報報告書 (様式8) ※エクセル形式で提出 してください。	・以下のいずれかもしくは両方該当する場合は提出してください。 1：「建築物管理」のうち、「管理業務、運転業務、点検・検査業務」を申請する事業者 2：個人事業主で代表者がさいたま市内に住所を有する事業者または事業所の所在地がさいたま市内にある事業者

自治体名	書類名	説明
さいたま市 (問合せ先) さいたま市 契約課契約管理係 電話：048-829-1179 直接お問い合わせください。		さいたま市の格付審査について ※④～⑧は、格付審査に関する書類になります。格付審査の詳細については、さいたま市ホームページをご覧ください。 (https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p036551.html) ※⑨を提出する場合は、④～⑧は組合員のものではなく組合等のものを提出してください。さいたま市は組合等の書類のみ加点对象としています。また、障害者雇用についても組合等の状況のみ加点对象としています。 ※営業期間は「令和7年1月1日」を基準として算出します。 ※審査結果等については、格付審査の有無に関わらず全ての事業所に対して、書面でお知らせします。
	④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印のあるもの）又は基準適合一般事業主認定通知書（くるみん認定等）	建築物管理のうち、管理業務、運転業務、点検・検査業務を申請する場合のみ ・申請日現在、次のいずれかに該当する場合は提出してください。 (1) 従業員100人以下の企業等 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した又は同法第15条の2の規定による認定を受けている。 ※一般事業主行動計画策定・変更届のみでも加点对象となります。 (2) 従業員101人以上の企業等 同法第13条又は第15条の2の規定による認定を受けている。 ※一般事業主行動計画策定・変更届のみでは加点されません。基準適合一般事業主認定通知書（くるみん認定等）が必要となります。 ・詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html) ・一般事業主行動計画策定・変更届を提出する場合は、申請日現在、計画期間中である場合のみ対象です。 ・従業員数は、「一般事業主行動計画策定・変更届」記載の「常時雇用する労働者の数」で判断します。

自治体名	書類名	説明
さいたま市 (問合せ先) さいたま市契約課契約管理係 電話：048-829-1179 直接お問い合わせください。	⑤女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印のあるもの）又は基準適合一般事業主認定通知書（えるぼし認定等）	<p>建築物管理のうち、管理業務、運転業務、点検・検査業務を申請する場合のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在、次のいずれかに該当する場合は提出してください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 従業員100人以下の企業等 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した又は同法第12条の規定による認定を受けている。 ※一般事業主行動計画策定・変更届のみでも加点対象となります。 (2) 従業員101人以上の企業等 同法第9条又は第12条の規定による認定を受けている。 ※一般事業主行動計画策定・変更届のみでは加点されません。基準適合一般事業主認定通知書（えるぼし認定等）が必要となります。 ・詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html) ・一般事業主行動計画策定・変更届を提出する場合は、申請日現在、計画期間中である場合のみ対象です。 ・従業員数は、「一般事業主行動計画策定・変更届」記載の「常時雇用する労働者の数」で判断します。
	⑥以下のいずれかの書類 (1) さいたま市と締結している包括連携協定書 (2) さいたま市SDGs認証企業認証書 (3) さいたま市健康経営企業認定証 (4) さいたま健幸ネットワークに加入	<p>建築物管理のうち、管理業務、運転業務、点検・検査業務を申請する場合のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下のいずれかに該当する場合は提出してください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) さいたま市と包括連携協定を締結している者 (2) さいたま市SDGs認証企業として認証されている者 (3) さいたま市健康経営企業として認定されている者 (4) さいたま健幸ネットワークの提出書類はありません
	⑦ISO9001認証取得登録証 (共通書類で申請業種に関連した登録証を提出する場合は不要)	<p>建築物管理のうち、管理業務、運転業務、点検・検査業務を申請する場合のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認証取得業務が申請業種に関連しないが、ISO9001を取得している場合は、提出してください。 ※さいたま市は認証範囲を問いません。

自治体名	書類名	説明
さいたま市 (問合せ先) さいたま市 契約課契約管 理係 電話：048- 829-1179 直接お問い合わせ ください。	⑧ ISO14001 認証 取得登録証又はエコアク ション21 認証・登録証 (共通書類で提出する場 合は不要)	建築物管理のうち、管理業務、運転業務、点検・検査業務を申請 する場合のみ さいたま市が「環境配慮状況」で加対象としているものは、 「ISO14001 又はエコアクション21」のみとなります。加点を希 望される場合は、共通書類で「ISO14001 認証取得登録証 又はエコアクション21 認証・登録証」を提出してください。
	⑨ 組合員名簿及び役員名 簿 (任意様式)	中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号) に基づく中 小企業等協同組合及び、中小企業団体の組織に関する法律 (昭和 32年法律第185号) に基づく中小企業団体等に該当する場合 のみ ・申請日現在の名簿を提出してください。 ・組合員名簿には、全組合員名、その代表者氏名及び営業所所在 地を記入してください。 ・役員名簿には、役員氏名、役職名及び所属事業者名を記入して ください。
	⑩ (該当する場合のみ) 【法人】履歴事項全部証 明書又は現在事項全部証 明書 【個人】身分 (元) 証明 書及び登記されていない ことの証明書	有限責任事業組合 (LLP) に該当する場合のみ 全組合員分の書類を提出してください。
	⑪ (該当する場合のみ) 法人税 (申告所得税及び 復興特別所得税)、消費 税及び地方消費税の納税 証明書 【法人】「その3の3」 【個人】「その3の2」	有限責任事業組合 (LLP) に該当する場合のみ 全組合員分の書類を提出してください。
	⑫ (該当する場合のみ) 納税状況等照会同意書	有限責任事業組合 (LLP) に該当する場合のみ ・申請事業所の所在地に関わらず、さいたま市内に事業所 (本 店、支店、営業所等) を有する組合員がいる場合は、書類を提出 してください。 ・該当する場合は、さいたま市契約課契約管理係までお問い合わせ ください。

自治体名	書類名	説明
さいたま市	<p>⑬ <u>承継の提出書類について</u> <u>は</u>下記にてご案内いたします。 <u>(承継についての問合せ先)</u> 埼玉県総務部入札審査課 審査担当（物品） 電話：048-830-5775</p>	<p>企業合併、分割、営業譲渡の場合（さいたま市に建築物管理のうち、管理業務、運転業務、点検・検査業務を申請）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併、分割又は営業譲渡により事業を承継した場合で、承継時の財務関係書類等による格付を希望する法人は、事前に問合せ先にご相談ください。

自治体名	書類名	説明
坂戸市 ※原則、電子入札で執行します。電子入札の準備をお願いします。	①【法人】 法人市民税の納税証明書 【個人】 個人市民税の納税証明書	申請する事業所（本店、支店、営業所等）が坂戸市内にある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
	②【法人・個人】 上記に併せて徴収猶予通知書（該当する場合のみ）	上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の適用を受け、納税証明書に未納額がある場合（坂戸市発行の「徴収猶予通知書」（写し）及び新型コロナウイルス感染症の影響による徴収の猶予であることがわかる書類も併せて添付）。
その他留意事項 【所在地区分】 坂戸市の所在地区分は下記のとおりとなります。 (1)市内…申請事業所（本社、本店）が坂戸市内に所在する者 (2)準市内…申請事業所（本社、本店以外の支店、営業所等）が坂戸市内に所在する者 (3)近隣…申請事業所が川越市、東松山市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町、川島町、鳩山町に所在する者 (4)県内…申請事業所が前記(1)、(2)、(3)以外の埼玉県内に所在する者 (5)県外…申請事業所が埼玉県外に所在する者 【坂戸地区衛生組合への申請について】 令和7・8年度の坂戸市競争入札参加資格者名簿は、坂戸地区衛生組合と共用しています。そのため、坂戸地区衛生組合が発注する競争入札又は随意契約（見積り）に参加を希望する事業者は、坂戸市への競争入札参加資格審査申請が必要となりますのでご注意ください。		
狭山市	【法人・個人】 滞納なし証明書	【法人】 申請事業所の所在地に関わらず、狭山市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 【個人】 申請者の住所が狭山市内にある場合 ・申請日前3か月以内に交付されたもの。
志木市	【法人】 法人市民税の納税証明書 【個人】 個人市民税の納税証明書	申請事業所の所在地に関わらず、志木市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。

自治体名	書類名	説明
白岡市 ※当市の令和7・8年度競争入札参加資格者名簿は埼玉東部消防組合も使用します。	【法人】 法人市民税の納税証明書 【個人】 個人市民税の納税証明書 (システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要)	申請事業所の所在地に関わらず、白岡市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
秩父市	①【法人・個人】 市税の未納税額のないことの証明書（写し可） (システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要)	申請事業所の所在地に関わらず、秩父市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・秩父市が発行したもので申請日前3か月以内に交付されたもの。 ・納税状況が確認できない場合、証明書の提出を求められます。 ※ただし、システム上で納税状況の照会について同意していても、 市外の事業者 で秩父市に納税義務がある場合は、「市税の未納税額のないことの証明書」を提出してください。（申請事業所以外（本店や他事業所）で秩父市に納税義務のある場合も含む）
	②【法人・個人】 事業所の写真・案内図 〔様式6〕 (準市内事業者のみ)	本店が秩父市外にあり、委任先の事業所が秩父市内にある事業者（準市内事業者）のみ提出してください。 ・写真は、事業所全景写真（看板等、社名が確認できるもの）及び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は住宅地図等でも可。 ・写真はカラーでスキャンをして提出してください。
	③【法人・個人】 事業所実態調査票 〔様式9〕 (準市内事業者のみ)	本店が秩父市外にあり、委任先の事業所が秩父市内にある事業者（準市内事業者）のみ提出してください。 ・申請する事業所について記入すること。 ※この調査票に基づき、申請事業所に訪問調査する場合があります。
所沢市	【法人・個人】 市民税の納税証明書 (システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要)	【法人】 申請事業所の所在地に関わらず、所沢市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 【個人】 申請者の住所が所沢市内にある場合 ※納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求められます。

自治体名	書類名	説明
戸田市	①【法人・個人】 市税完納証明書（写し 可）	申請する事業所の所在地が戸田市内にある場合 ・ 戸田市が申請日前3か月以内に発行したもの。 (窓口：2階収納推進課)
	②【法人・個人】 事業所の写真・案内図 〔様式6〕	申請する事業所の所在地が戸田市内にある場合（本店、本社の場 合は提出不要） ・ 写真は、事業所全景写真（看板等、社名が確認できるもの）及 び事業所内部が広範囲に写っているものを各1枚添付してくださ い。 ・ 白黒写真は不可とします。 ・ 案内図は、目印となる道路・建物・店舗等を含めて記載してく ださい。
蓮田市	【法人】 法人市民税の 納税証明書 【個人】 個人市民税の 納税証明書	申請事業所の所在地に関わらず、蓮田市内に事業所（本店、支 店、営業所等）がある場合 ・ 直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたも の。
羽生市	【法人】 法人市民税の 納税証明書 【個人】 個人市民税の 納税証明書	申請事業所の所在地に関わらず、羽生市内に事業所（本店、支 店、営業所等）がある場合 ・ 直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたも の。

※令和7年度か
ら入札案件は電
子入札の導入を
予定していま
す。電子入札の
準備をお願いし
ます。

自治体名	書類名	説明
東松山市	<p>【法人・個人】 市税等の納税証明書</p>	<p>【法人の場合】 申請事業所の所在地に関わらず、東松山市に対して、法人名義で「法人市民税、個人住民税（特別徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税」の納税義務がある場合 申請日前3か月以内に発行した納税証明書を添付してください。 法人市民税については、直近1年分 個人住民税（特別徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税については、当該年度分 ※ 法人設立後又は市内に営業所等を構えて間もなく、証明書が出ない場合は、法人の異動届出書（受付印のあるもの）の写しを提出してください。</p> <p>【個人の場合】 ・申請事業所の所在地に関わらず、東松山市に対して、個人名義で「個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税」の納税義務がある場合 申請日前3か月以内に発行した当該年度分の納税証明書を添付してください。</p>
日高市	<p>【法人・個人】 市税納税証明書 <写し可></p>	<p>申請事業所の所在地に関わらず、日高市内に事業所（本店/支店/営業所等）がある事業者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日前3か月以内に市（税務課）が発行したもの。 ・日高市管財課のホームページにある市指定様式により税務課にて証明を受けてください。（日高市ホームページ>組織から探す>管財課>契約検査担当>ビジネス・産業>競争入札参加資格関係） ・法人市民税に関し、法人設立後又は営業所等を構えて、申告期限を迎えていないため証明が出ない場合は、税務課収受印のある法人設立届出書（設立/設置）の写しを提出してください。

自治体名	書類名	説明
深谷市	①【法人・個人】 市税に滞納がないことの 証明書 (システム上で納税状況 の照会について同意した 場合、原則として不要)	【法人】申請事業所の所在地に関わらず、深谷市内に事業所（本 店、支店、営業所等）がある場合 【個人】申請者の住所が深谷市内にある場合 ・申請日前3か月以内に交付されたもの。
	②【法人・個人】 徴収猶予許可通知書	上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響等による特例 猶予の適用を受け、納税証明書に未納額がある場合 深谷市が発行した「徴収猶予許可通知書」も併せて添付してくだ さい。
富士見市	①【法人】 法人市民税 の納税証明書 【個人】 個人市民税 の納税証明書 (システム上で納税状況 の照会について同意した 場合、原則として不要)	申請事業所の所在地に関わらず、富士見市内に事業所（本店、支 店、営業所等）がある場合 ・納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めること があります。
	②【法人・個人】 事業所の写真・案内図 〔様式6〕 (市内事業者のみ)	申請する事業所が富士見市内にある場合 ・写真は、事業所全景写真（看板等、社名が確認できるもの）及 び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は住宅地 図等でも可。
ふじみ野 市	①【法人】 法人市民税 の納税証明書 【個人】 個人市民税 の納税証明書	申請事業所の所在地に関わらず、ふじみ野市内に事業所（本店、 支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたも の。
	②使用印鑑届〔様式5〕	ふじみ野市に申請する全申請者が提出してください。
	③【法人・個人】 事業所の写真・案内図 〔様式6〕 (市内事業者のみ)	申請する事業所がふじみ野市内にある場合 ・写真は、事業所全景写真（看板等、社名が確認できるもの）及 び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は、住宅 地図等でも可。

自治体名	書類名	説明
本庄市 ※令和7年度から入札案件は電子入札の導入を予定しています。電子入札の準備をお願いします。	市税に滞納がないことの 証明書（完納証明書） （システム上で納税状況 の照会について同意した 場合、原則として不要）	【法人】 申請事業所の所在地に関わらず、本庄市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 【個人】 申請者の住所が本庄市内にある場合 ※納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求められます。 ※令和7年9月16日（火）から、「市税に滞納がない証明書」の名称が、「完納証明書」に変更となります。
三郷市	【法人】 法人市民税の 納税証明書 【個人】 個人市民税の 納税証明書	申請事業所の所在地に関わらず、三郷市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合。 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
吉川市	市民税の納税証明書 （システム上で納税状況 の照会について同意した 場合、原則として不要）	納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求められます。

自治体名	書類名	説明
伊奈町	【法人】 法人町民税の納税証明書 【個人】 個人町民税の納税証明書 (システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要)	申請事業所の所在地に関わらず、伊奈町内に事業所(本店、支店、営業所等)がある場合 納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。
小鹿野町	町民税の納税証明書 (システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要)	納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。
神川町	町民税の納税証明書 (システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要)	納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。
上里町	町民税の納税証明書 (システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要)	納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。
川島町	【法人】 法人町民税の納税証明書 【個人】 個人町民税の納税証明書	申請事業所の所在地に関わらず、川島町内に事業所(本店、支店、営業所等)がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
長瀬町	町民税の納税証明書 (システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要)	納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。
鳩山町	町民税の納税証明書 (システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要)	納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。

自治体名	書類名	説明
美里町 ※令和7年度から電子入札に移行しましたので電子入札の手続きをお願いします。	【法人】 法人町民税の納税証明書 【個人】 個人町民税の納税証明書	申請事業所の所在地に関わらず、美里町内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
皆野町	町民税の納税証明書 (システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要)	納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。
三芳町	町民税の納税証明書 (システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要)	納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。
毛呂山町	町民税の納税証明書 (システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要)	納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。
横瀬町 ※令和7年度から入札案件は電子入札の導入を予定しています。電子入札の準備をお願いします。	【法人】 法人町民税の納税証明書 【個人】 個人町民税の納税証明書	申請事業所の所在地に関わらず、横瀬町内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
吉見町	町民税の納税証明書 (システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として不要)	納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。
寄居町	【法人】 法人町民税の納税証明書 【個人】 個人町民税の納税証明書	申請事業所の所在地に関わらず、寄居町内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。

物品等競争入札参加資格審査 問い合わせ先

共同受付参加自治体

自治体名	担当課	電話番号
埼玉県	入札審査課審査担当	048-830-5775
上尾市	契約検査課契約担当	048-775-5116
朝霞市	契約検査課入札契約係	048-463-2488
春日部市	契約課契約担当	048-736-1128
加須市	管理契約課管理契約担当	0480-62-1111 (内線394)
川口市	理財部 契約課 物品契約係	048-258-1235
川越市	契約課物品担当	049-224-5632
北本市	財政課契約・検査担当	048-594-5513
行田市	契約検査課契約担当	048-556-1111 (内線213)
久喜市	財政課契約係	0480-22-1111
熊谷市	契約課総務係	048-524-1111 (内線511)
鴻巣市	契約検査課	048-541-9255
越谷市	契約課	048-963-9131
さいたま市	契約課契約管理係	048-829-1179
坂戸市	財政課契約検査係	049-283-1331 (内線246)
狭山市	契約検査課	04-2936-9887
志木市	行政管理課 文書統計・発注管財グループ	048-473-1112
白岡市	財政課工事検査室	0480-31-9053 (直通)
秩父市	契約課	0494-25-5216
所沢市	契約課物品契約グループ	04-2998-9058
戸田市	管財入札課入札担当	048-291-8246
蓮田市	契約財政課	048-768-3111 (内線281)
羽生市	契約検査課	048-561-1121 (内線324)
東松山市	契約検査課契約担当	0493-21-1445
日高市	管財課契約検査担当	042-989-2111 (内線1805・1806)
深谷市	契約検査課契約係	048-574-6634
富士見市	総務課契約検査グループ	049-252-7130
ふじみ野市	契約・法務課契約・検査係	049-262-9010
本庄市	財政課契約検査係	0495-25-1165
三郷市	契約課	048-930-7767
吉川市	財政課	048-982-5966

自治体名	担当課	電話番号
伊奈町	総務課	048-721-2111
小鹿野町	総合政策課契約担当	0494-75-4196
神川町	総務課	0495-77-2114
上里町	総務課管財契約係	0495-35-1234 (直)
川島町	政策推進課	049-299-1752
長瀬町	企画財政課	0494-66-3111 (内線222)
鳩山町	政策財政課	049-296-1212
美里町	総合政策課	0495-76-1114
皆野町	総務課情報管財担当	0494-62-1231 (直)
三芳町	施設マネジメント課 管財契約担当	049-258-0019 (内線452)
毛呂山町	管財課管財係	049-295-2112 (内線541)
横瀬町	まち経営課	0494-25-0112
吉見町	総合政策課	0493-54-1516
寄居町	企画財政課管財契約班	048-581-2121(内線322・324)